

令和3年7月19日

事業者様各位

笠間市
総務部財政課契約検査室
市長公室デジタル戦略課

電子契約サービス「クラウドサイン」による契約手続きについて（お願い）

日頃より笠間市行政に多大なるご協力、ご理解を頂き大変ありがとうございます。

さて、笠間市では、従来の紙での契約に代えて、今後、いわゆる「電子契約」による契約手続きの導入を進めていきたいと考えております。

下記のとおり、電子契約は、事業者様にとっても非常にメリットのあるものです。

つきましては、契約手続きにおいて、希望により電子契約を選択できることとなりましたのでご連絡申し上げます。

なお、電子契約を希望する場合は、別添様式「電子契約利用申出書」により、申し出て頂きたいと思っております。

よろしく願いいたします。

記

1 電子契約のメリット

契約書等の電子データ（PDF形式）を笠間市と事業者の両者が合意することで、これを契約締結の証拠とする電子契約には、つぎのようなメリットがございます。

- ①契約事務の業務削減（押印、発送作業、原本保管作業）
- ②費用削減（郵送料、封筒代、収入印紙代、押印や発送にかかる手間等）

2 電子契約サービスについて

電子契約のサービスについては、多くの事業者から提供されていますが、電子署名の期間（10年）、情報セキュリティ対策の実施状況、茨城県での導入状況を踏まえて、電子契約システム「クラウドサイン」（運営：弁護士ドットコム株式会社）を導入しました。

【クラウドサインのメリット】

- ①契約書等の電子データの受信者には、パソコンやスマートフォンで簡単に合意ができ、システム導入や費用負担が不要なこと
- ②笠間市及び事業者の双方において、電子証明書の取得が不要なこと

3 契約手順について

【笠間市・事業者】

事前に、契約書等の内容確認のため、必要事項を記載した契約書等一式を、発注担当者から送付

致しますので確認をお願いします。

この際に、修正すべき事項等がありましたら申し出てください（電子契約の手続き中には修正はできません）。

なお、標準的な契約書による契約の場合等で、発注担当者から依頼があった場合には、事業者様から契約書等を送付願います。

【笠間市】

①確認済みの契約書類を PDF ファイルに変換し、クラウドサインにアップロード

②宛先を設定し、送信

宛先は、4(1)の「電子契約利用申出書」に記載の確認者に送信します。

また、契約書類等の確認画面で、上司等の電子メールアドレスを追加で設定し確認依頼をすることもできます。

【事業者】

①確認依頼電子メールを受信

②電子メールに表示された「書類を確認する」ボタンをクリック

③クラウドサインの画面で「利用規約に同意して書類を開く」をクリック

④契約書等の書類を確認

⑤確認画面下の「書類内容に同意」をクリック

⑥再度、同意確認画面で「同意して確認完了」をクリック

※「電子契約利用申出書」に記載した電子メールアドレスの方が全員上記確認を行います。

【笠間市・事業者】

①合意締結電子メールの受信

②電子メールに添付された契約書等のファイルをダウンロードし、保存

※クラウドサインにアカウントを登録すると、クラウドサインに保存された契約書等をいつでも確認できます。

4 問合せ先等

(1) 電子契約の申し出

電子契約を希望する場合は、見積書提出時又は契約書や仕様書の内容確認終了時まで、発注担当者に電子メールにより提出してください。

※申出書の提出は、転記ミスを防止するため、原則として電子メールでの提出をお願いします。

(2) クラウドサインの操作方法について

①最初に、別添「電子契約サービス利用手順書」をご確認ください。

②詳細なクラウドサインのサービスや操作方法については、次の URL で確認できます。

<https://help.cloudsign.jp/ja/collections/144804-基本機能一覧#受信者向け機能>

③笠間市の窓口

- ・ 市長公室デジタル戦略課 担当 長谷川
- ・ 電話 0296-77-1101(内線 217)
- ・ 電子メールアドレス johog@city.kasama.lg.jp

5 参考動画

(1) クラウドサイン概要

https://youtu.be/Hb6bAp0_YsY

クラウド契約サービス「クラウドサイン」製品動画



(2) 受信した書類に同意する

<https://youtu.be/oWA-9W7YnYw>

04 受信した書類に同意する

